【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名:株式会社トラバース
 - (2) 代表者職氏名:代表取締役 佐藤 克彦
 - (3) 所在地:千葉県市川市末広二丁目4番10号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号(92件)

平成30年 1月26日認定「認1704001669」「認1704001670」「認1704001671」 「認 1704001672」「認 1704001673」「認 1704001674」

同年 4月 5日認定「認 1704026540」

同月 9日認定「認 1704022492」「認 1704022493」「認 1704022494」 「認 1704022495」「認 1704022496」「認 1704022497」 「認 1704022498」「認 1704022499」「認 1704022500」 「認 1704022501」

同月10日認定「認 1704027201」「認 1704027202」

同月25日認定「認 1704020320」「認 1704020321」「認 1704020322」 「認 1704020323」「認 1704020324」

同年 5月 2日認定「認 1804001532」「認 1804001533」「認 1804001534」 「認 1804001535」「認 1804001536」「認 1804001537」 「認 1804001538」

同年 6月 6日認定「認 1804011960」「認 1804011961」「認 1804011962」 「認 1804011963」「認 1804011964」「認 1804011965」 「認 1804011966」「認 1804011967」「認 1804011968」

「認 1804011969」

同月15日認定「認 1804015869」「認 1804015870」「認 1804015871」

同年 7月12日認定「認1804023399」

同月13日認定「認1804024819」「認1804024820」「認1804024821」 「認 1804024822」「認 1804024823」「認 1804024824」 「認 1804024825」「認 1804024826」「認 1804024827」

「認 1804024828」

同年 8月17日認定「認 1804036324」「認 1804036325」「認 1804036326」 「認 1804036327」「認 1804036328」「認 1804036329」

「認 1804036330」「認 1804036331」

同月21日認定「認1804037232」「認1804037233」「認1804037234」

同年10月 3日認定「認1804049391」「認1804049392」「認1804049393」

「認 1804049394」「認 1804049395」「認 1804049396」 「認 1804049397」「認 1804049398」「認 1804049399」 「認 1804049400」「認 1804049401」「認 1804049402」 「認 1804049403」「認 1804049404」

同年11月 7日認定「認1804058443」「認1804058444」

同月30日認定「認1804063635」「認1804063636」

同年 1 2月 1 8 日認定「認 1804068470」「認 1804068471」「認 1804068472」 「認 1804068473」「認 1804068474」「認 1804068475」 「認 1804068476」「認 1804068477」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号 (同法第 10 条第 9 号) 及び第 7 号の規定に基づき、令和 2 年 9 月 11 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国 又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、 技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の 取消事由に該当するため。